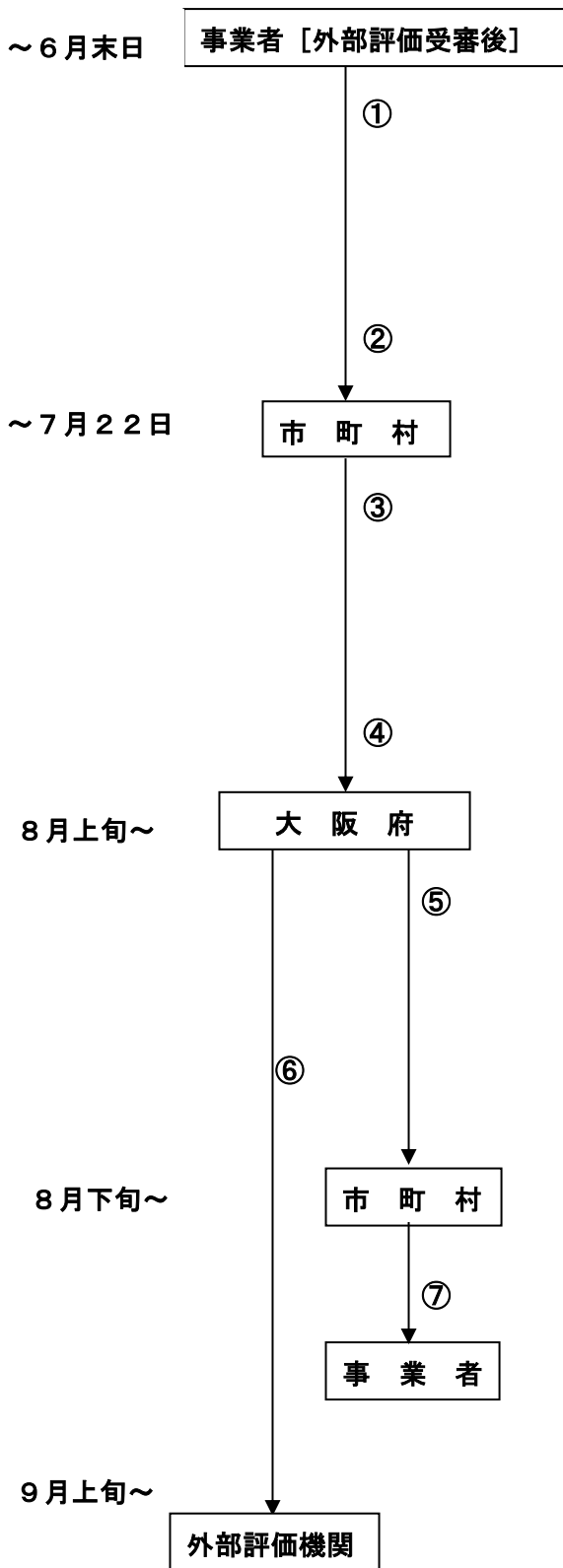


地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和の手続の流れ

<手続の流れ・時期(目安)>



<事務手続等>

事業者 [外部評価受審後] (～6月末日)

- ① 大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱第5条第1項各号に掲げる要件を全て満たすか確認する。
- ② (全て満たす場合) 「地域密着型サービス外部評価実施回数緩和申請書」(様式1)を作成し、事業所を所管する市町村に提出する。
※複数の市町村において指定を受けている場合、事業所が存する市町村への提出で足りる。

市町村 (～7月22日)

- ③ 事業者からの申請について、要件を全て満たすかどうか審査する。
- ④ 審査の結果を「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について(進達)」(様式2)に記入し、事業者の申請書を添付して大阪府に送付する。
※進達書の送付をもって市町村との協議・同意とする。

大阪府 (8月上旬～)

- ⑤ 進達の内容を確認して実施回数を緩和する事業所を決定し、市町村に「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について(通知)」(様式3)を送付する。
- ⑥ 外部評価機関に実施回数の緩和を決定した事業所のリストを送付するとともに、府のホームページにおいて掲載する。

市町村 (8月下旬～)

- ⑦ 申請のあった事業者に対し、実施回数の緩和の適否を通知する。